

# 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する 対象工事及び工事箇所の設定方法の考え方

---

※ここでは、施工箇所が点在する工事の積算方法について共通の認識を持って検討頂けるように一般的な考えとして作成しています。

各工事の条件等勘案し、本記載の内容によりがたい場合は、適宜整理の上、個別に対応して下さい。

# 1 対象工事

## 1 対象工事について

### 1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1km程度を越える工事。

#### 【Q1-1】

例えば、建設発生土受入地のような、主体工事から離れた施工箇所は、施工点在箇所を含むか。

#### 【A1-1】

次の施工箇所のように、主体工事に含まれる工事は点在箇所には含めません。

- ・建設発生土受入地（建設発生土受入地を工事として整備、造成等行う場合は、除く）
- ・仮置場、製作ヤード等

#### 【Q1-2】

短期間で完成するような施工箇所の場合、対象工事に含めるか。

#### 【A1-2】

他施工箇所の規模等を含め、施工箇所の施工形態等を勘案し、適当と認められる場合は、対象工事としてください。

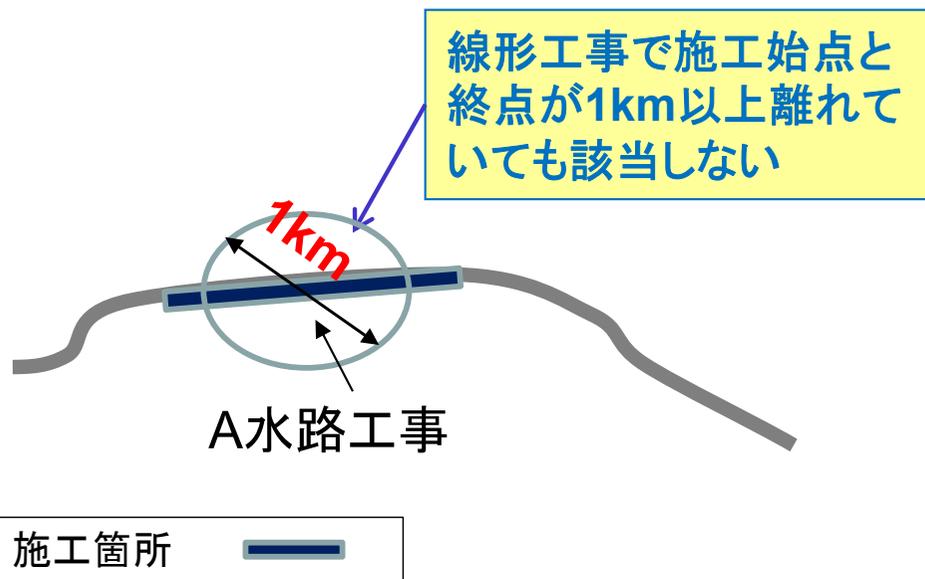
【Q1-3】

線形工事単独及び面工事単独で直径1kmを超える場合は、対象とならないということでしょうか。

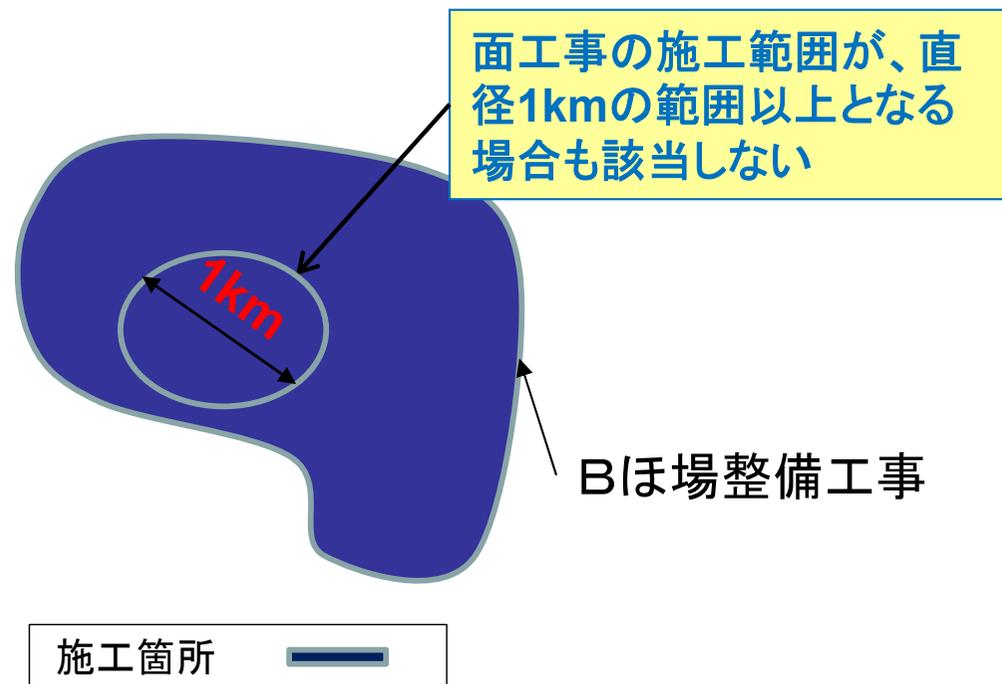
【A1-3】

線形工事単独（点在箇所なし）及び面工事単独（点在箇所なし）の場合は、施工延長又は施工範囲に関わらず本通知の対象ではありません。

線形工事（点在なし）の場合

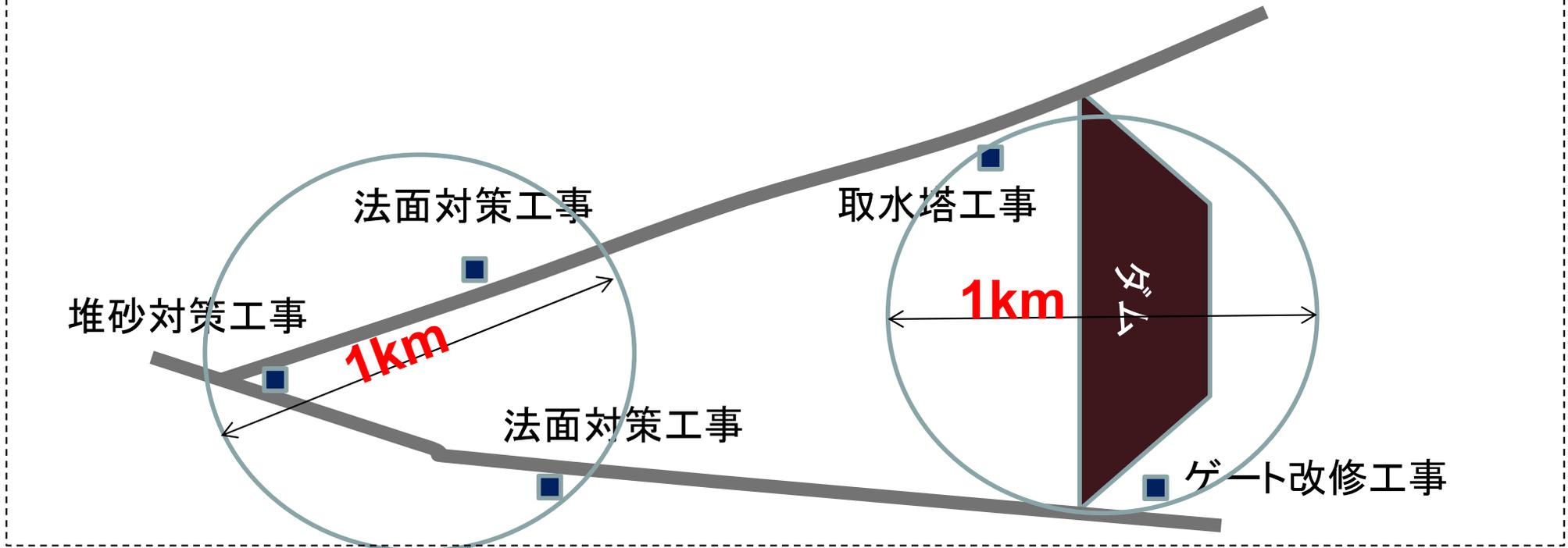


面工事（点在なし）の場合



【Q1-4】

次のようなダム場内においてダム関連施設の改修等、点在する広範な工事を1件で発注する場合、対象として考えるか。



【A1-4】

ダムの改修等工事のように広範な施設を1件工事として行う場合においても、ダム全体として考えるのではなく、一つ一つの点在する工事として考えて下さい。

## 2. 工事箇所の設定方法

### 2 工事箇所の設定方法について

#### 2 工事箇所の設定方法及び積算方法

工事箇所については、施工条件を踏まえ、施工箇所の点在範囲が1km程度以内となるよう、適切に細分化しながら設定することとする。

上記により設定した工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費等を算出することができることとする。

#### 【Q2-1】

工事箇所の細分化について、具体的にどのように行うのか。

#### 【A2-1】

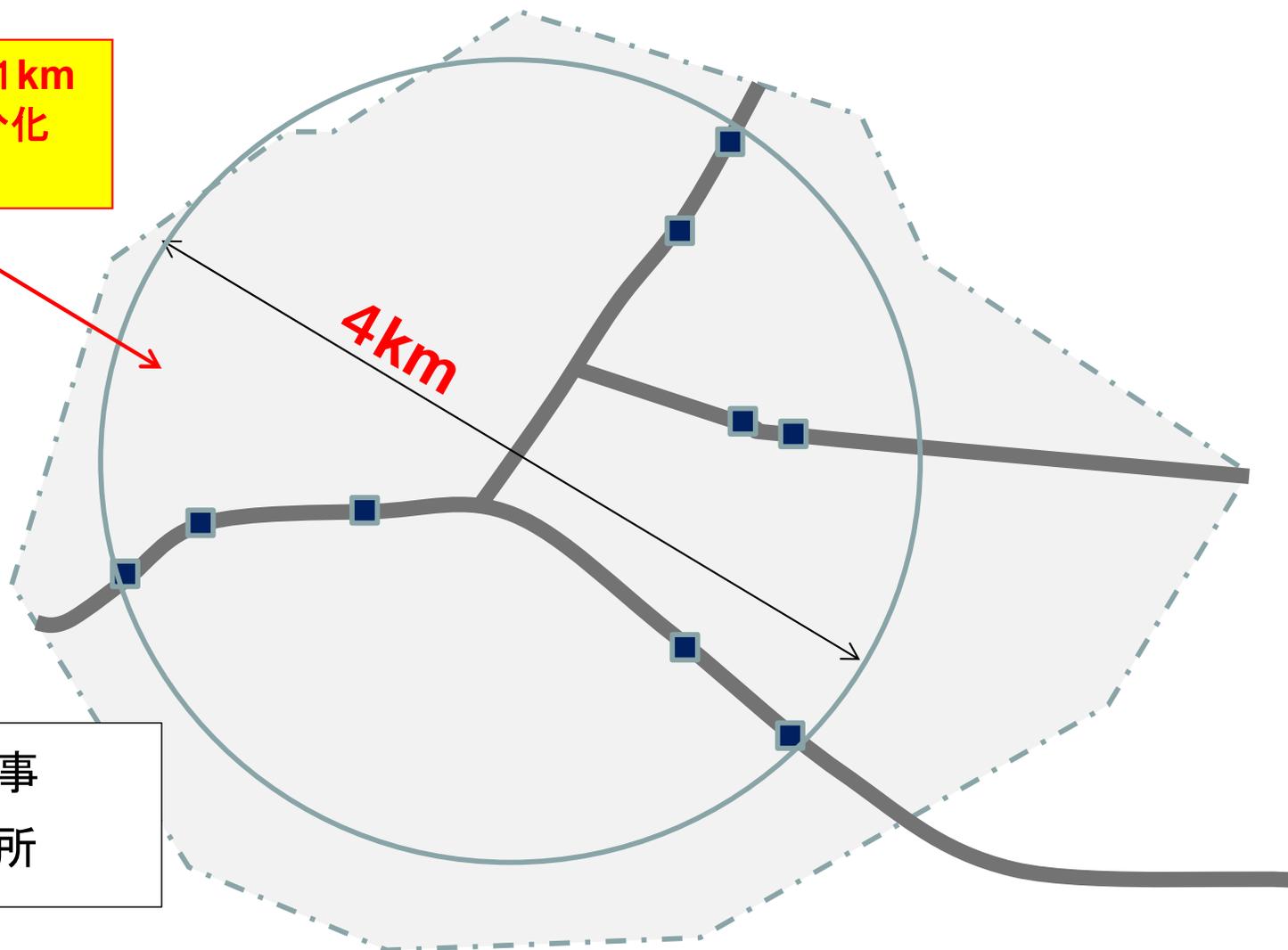
細分化の例を次の「細分化手順例」に示すので、参考にして下さい。

# 細分化手順例

## 1. 工事全体

施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が直径1km程度を超える工事を対象。

点在範囲が直径1km  
を超えるため細分化  
を検討。



一件工事

施工箇所

## 2. 細分1回目

点在範囲が直径1kmを超えないため、これ以上細分化は不可。

点在範囲が直径1kmを超えるため細分化を検討。

A市

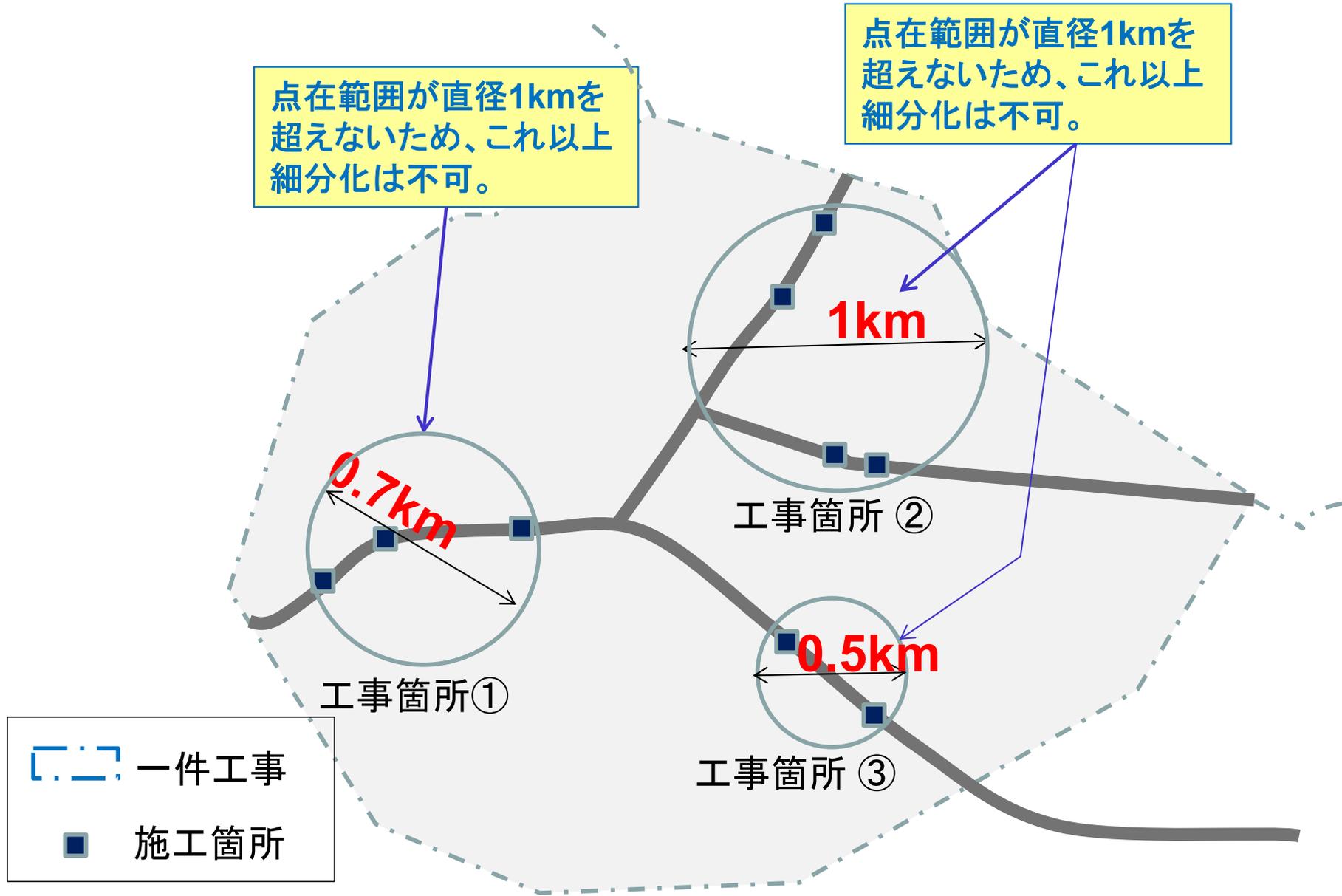
0.7km

2km

一件工事

■ 施工箇所

### 3. 細分2回目



【Q2-2】

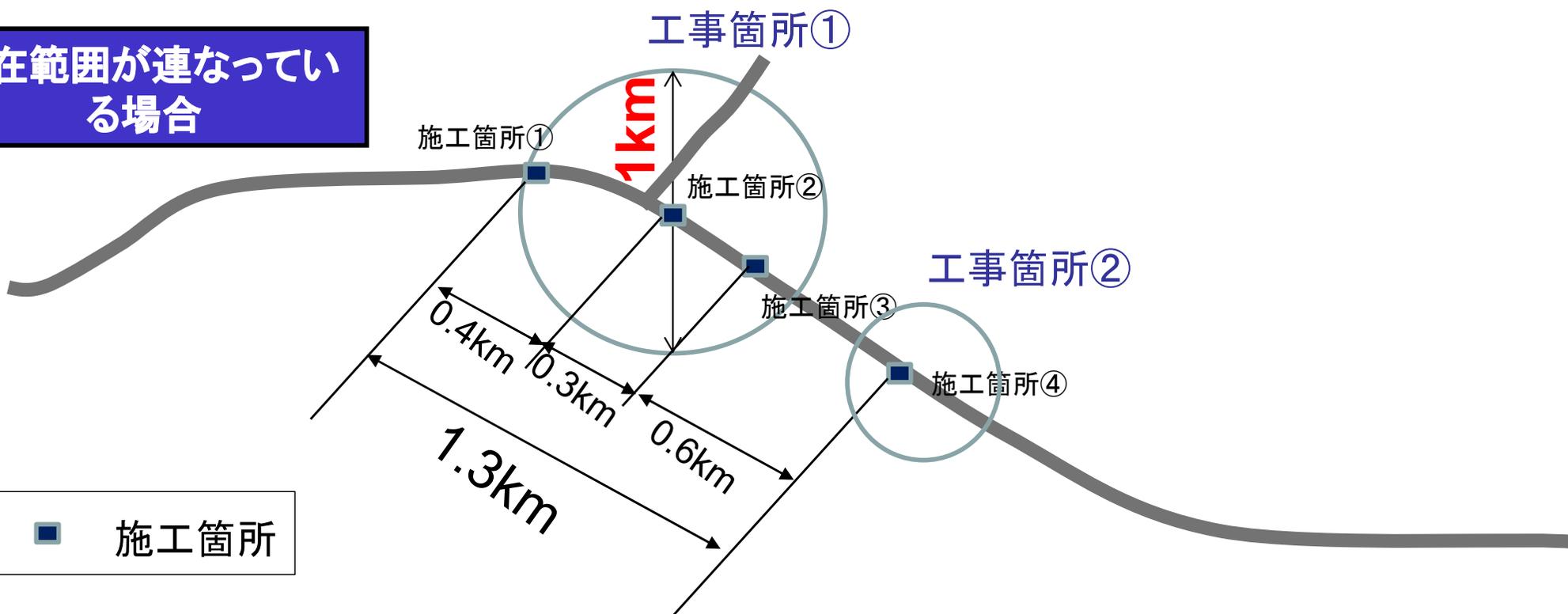
工事箇所の細分化を行い1kmの範囲で区分し、更に直近の施工箇所が1km以下の場合、どのように考えるのか。

【A2-2】

離隔の合計が1km程度以上を超える場合は、基本的に別箇所として考えます。

また、連なった施工箇所のいずれかを一体として扱う場合は、離隔の小さい方を一体として扱います。

点在範囲が連なっている場合



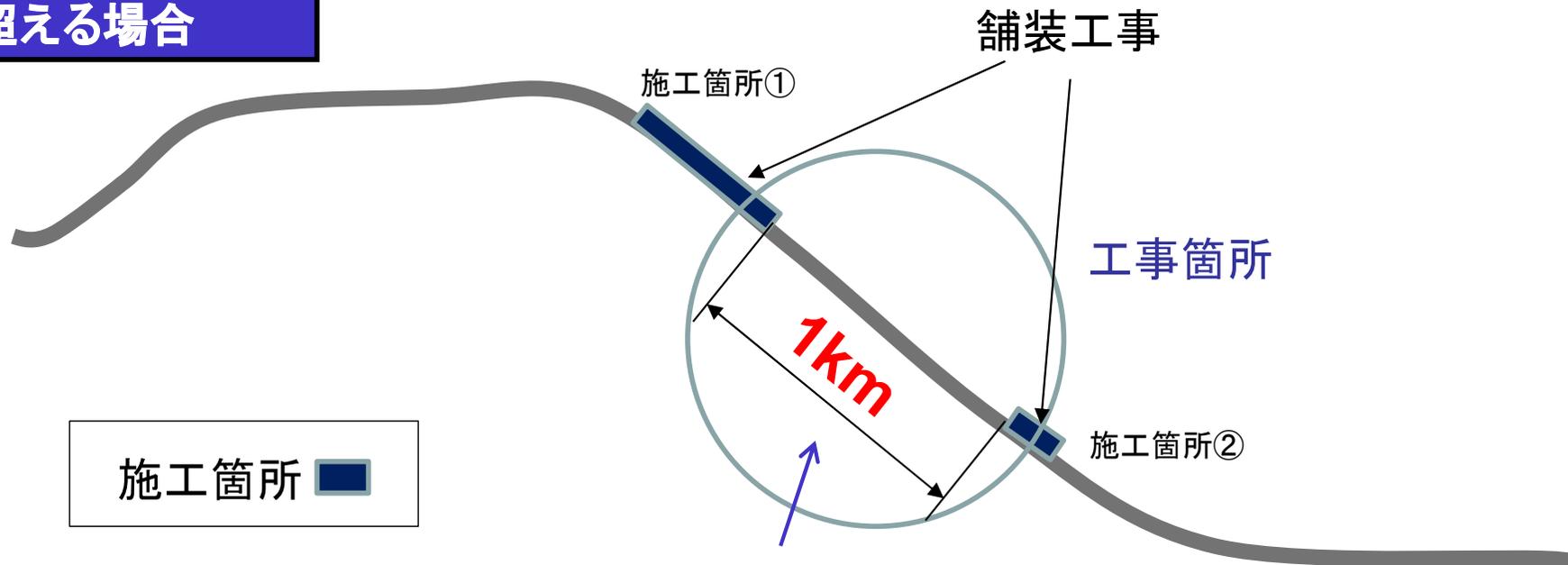
【Q2-3】

点在箇所の一部が1kmの範囲を超える場合、その施工箇所は別工事箇所として設定するのか。

【A2-3】

細分化にあたっては、直近施工地点を基点とします。直近施工地点が1kmの範囲内であれば同一工事箇所として考えます。

点在箇所の一部が範囲  
を超える場合



施工箇所 ■

直近施工地点が1kmの範囲内であれば同一工事箇所として考える

【Q2-4】

施工箇所毎に工種区分が異なる場合、工種区分をどのように考えるか。

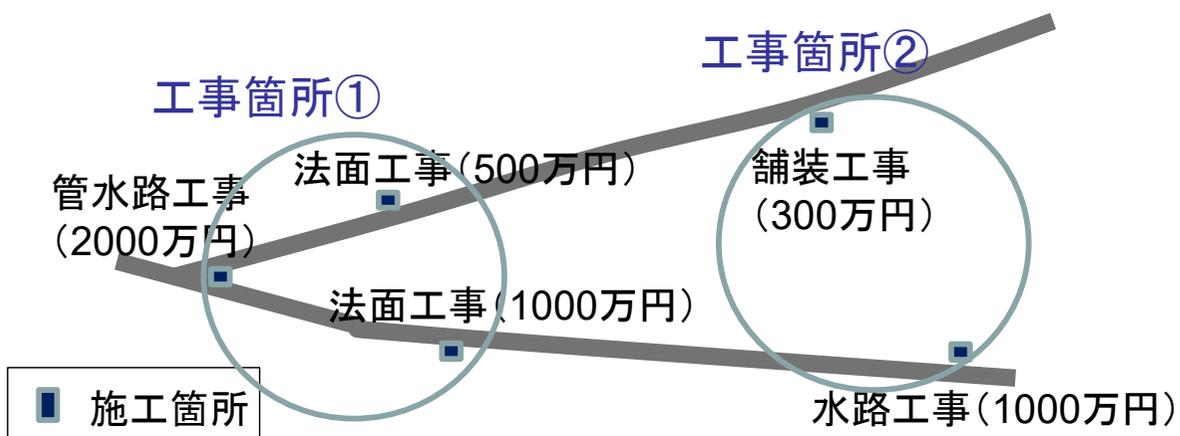
(工事箇所毎に主たる工種区分を設定するのか、または、工事全体として主たる工種区分を設定するのか。)

【A2-4】

工種区分については、主たる工種区分を工事箇所毎に判断するのではなく、工事全体で判断して下さい。

※次の例の場合の工種区分は、「管水路工事」を適用することとなる。

※主たる工種区分の判断手法は、「土地改良事業等請負工事積算基準 第3 工種区分」を参照。

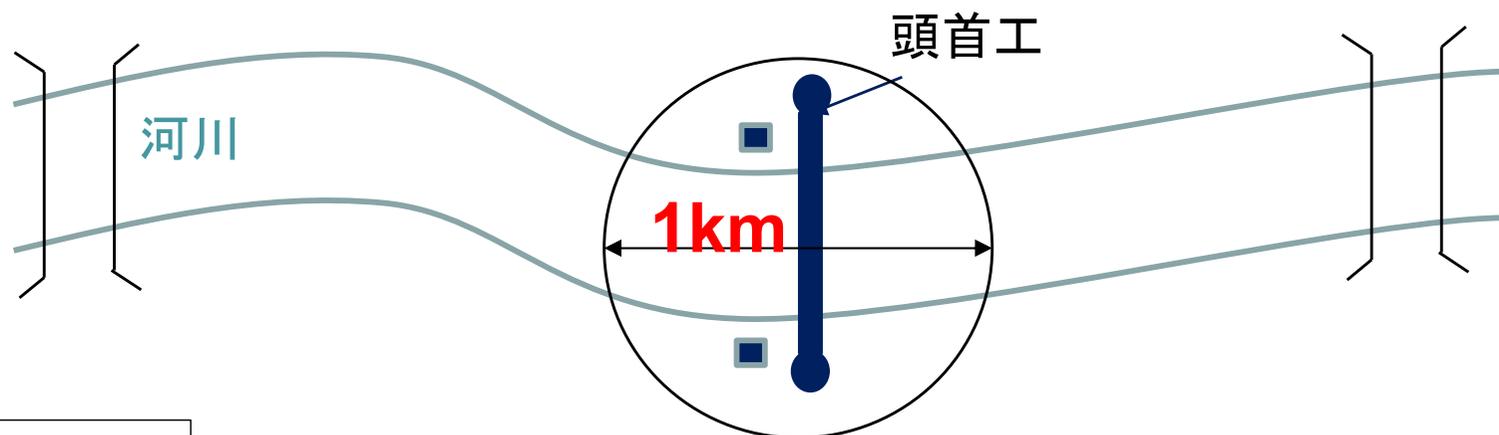


	工事箇所区分	工種	直工等費※	決定工種
1 件 工 事	工事 箇所①	管水路 工事	2000万円	管水路 工事
		法面工事	1000万円	
		法面工事	500万円	
	工事 箇所②	舗装工事	300万円	
		水路工事	1000万円	

※直工等費＝直工＋事業損失防止施設費の合計額

### 【Q2-5】

例えば、頭首工の改修工事などで兩岸に点在する工事を発注する場合、直径1kmの範囲であるものの、道路条件的に橋梁がなく上下流の橋を経由する必要があり、1km以上迂回するような工事の場合は、細分化を実施してよいか。



■ 施工箇所

### 【A2-5】

河川等により分断される等あったとしても、あくまで直径1kmを基準に判断することを原則とします。

ただし、本工事や類似工事において、これを要因として不調・不落が発生等した場合は、適宜勘案することもできるものとします。

【参考】 施工箇所が点在することにより経費が増加する例

《共通仮設費》

I. 運搬費 : 施工箇所毎に重機の運搬が必要等

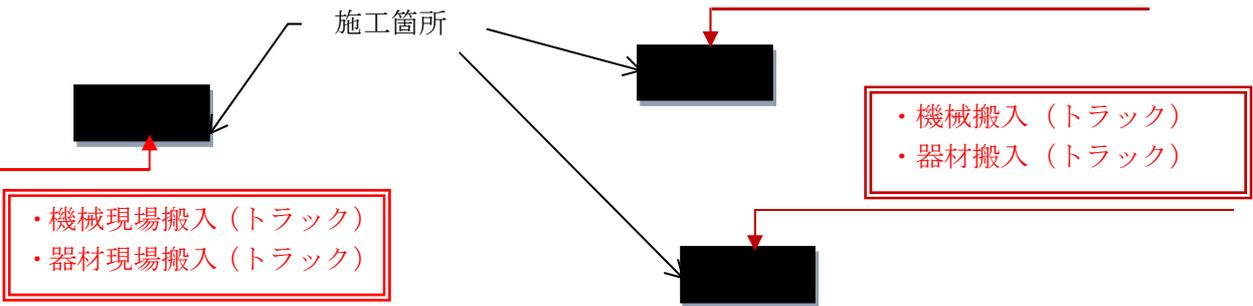
【一般的な工事】

- ・機械現場搬入 (トラック)
- ・器材現場搬入 (トラック)



【点在工事】

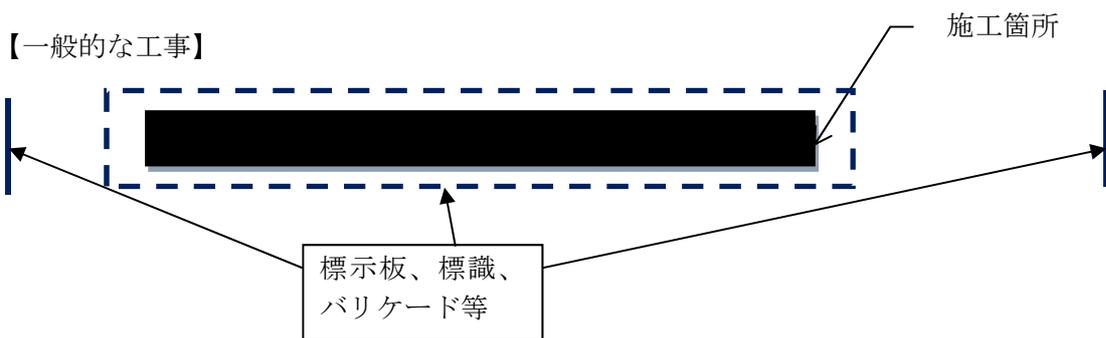
- ・機械搬入 (トラック)
- ・器材搬入 (トラック)



II. 安全費 : 施工箇所毎に標識やバリケード等が必要等

【一般的な工事】

標示板、標識、  
バリケード等

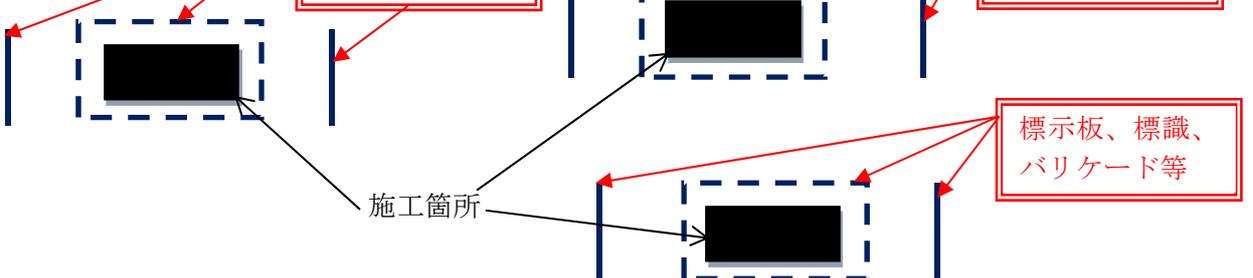


【点在工事】

標示板、標識、  
バリケード等

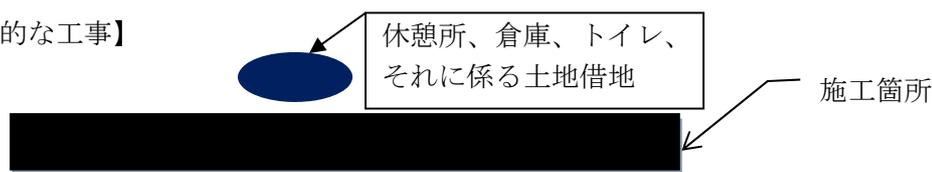
標示板、標識、  
バリケード等

標示板、標識、  
バリケード等

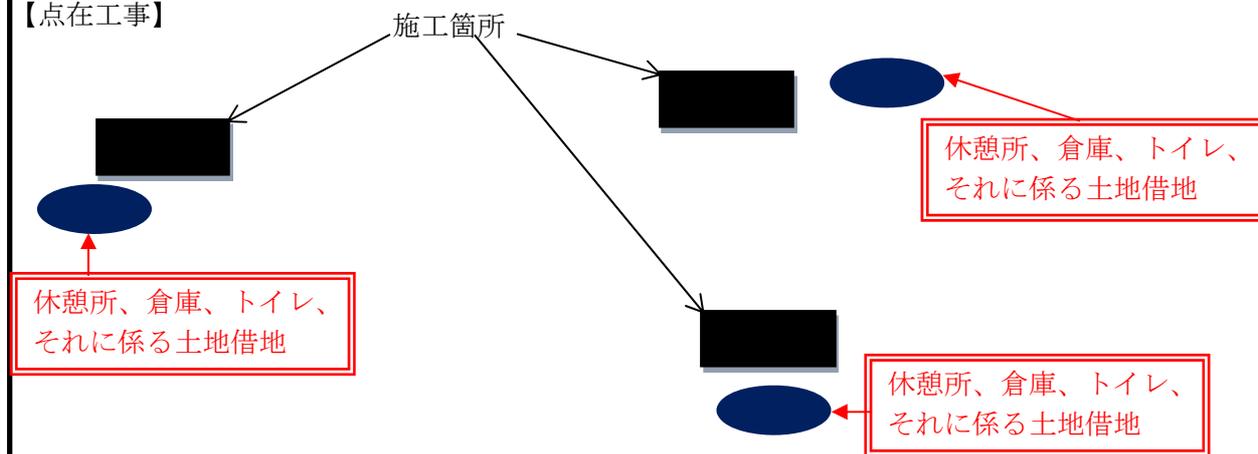


### Ⅲ. 営繕費 : 施工箇所毎に資材倉庫、休憩所やトイレ等が必要等

#### 【一般的な工事】



#### 【点在工事】



#### 《現場管理費》

労働者の増加、従業員（管理要員）の増加  
→現場管理費全般の増へ繋がる。

#### 《現場管理費》

##### (1) 現場管理費の内容

現場管理費の内容は次のとおりとする。

##### ア 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

(ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

(イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

(ウ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用

(エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

##### イ 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

##### ウ 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬・運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

##### エ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

##### オ 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

##### カ 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

キ 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ク 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

ケ 動力用水光熱費

事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）

コ 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

サ 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

シ 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

ス 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料を除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

セ 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

ソ 工事登録等費

工事实績の登録等に要する費用

タ 雑費

アからソまでに属さない諸費